

質問回答書

件名：学校用務員業務委託

項目 (ページ数等)	質問内容	回答
仕様書 1 ページ 4 (1) 業務日	長期休み期間（夏期・冬期・年度末）も平日は実施することで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。その他詳細は仕様書のとおりです。
仕様書 5 ページ 5 (6) 負担範囲	業務で使用する資機材は負担しますが、用務員業務専用の洗濯機（必要なら乾燥機）は各学校に配置され使用しても良いのでしょうか。または受託者で準備が必要なのでしょうか	今回委託される 4 校については、用務員室内に洗濯機及び乾燥機（都田西小学校のみ乾燥機はありません）が設置されております。学校と使用上のルール等について協議し、合意した場合には、使用いただくことは可能です。ただし、学校に設置してある洗濯機及び乾燥機が故障等した場合には、受託者でご用意いただく必要があります。
仕様書 8 ページ 6 (2) ケ プール清掃	プール清掃実施後の水質管理は用務員は実施する必要はあるのでしょうか。（水温や塩素管理等）	原則、実施する必要はないと考えております。ただし、水温管理等の業務は必要に応じて協議させていただく場合があります。
仕様書 9～10 ページ 6 (3) エ 樹木の剪定 オ 校地内・外周の除草	剪定や除草実施後の処分はどのような取扱いをすれば宜しいでしょうか。	「横浜市のごみゼロルート回収分別排出の手引き」の中で木（枝、草、木製品）も燃えるゴミとして排出が可能です。ただし、長さ 50cm 以上のものや直径 20cm 以上の木の幹・太い枝は対象外となりますので、規定の長さに切るなど必要な処理をして排出してください。 その他詳細については、各学校と協議いただく場合があります。